

共済金をお支払いできない主な場合

■この共済では、次のような事由によって生じた損害に対しては、共済金をお支払いできません。

- ①ご契約者や被共済者の故意、重大な過失、法令違反
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する事故
- ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した損害を含みます。）、損壊、埋没、流失（地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。）
- ④共済の対象の欠陥
- ⑤共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の損害
- ⑥共済の対象の機能の喪失または低下を伴わない、平常の使用・管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または汚損

- ⑦落雷により停電したために、共済の対象に生じた融融・腐食等の損害
- ⑧風災・雹災・雪災の事故で損害額が20万円に満たない場合
- ⑨風・雨・雪・雹・砂塵等の建物内部への吹込み、しみ込み、漏入によって生じた損害（建物の外側の部分が破壊したために生じた損害を除きます。）
- ⑩除雪作業による雪災事故
- ⑪ご契約者や被共済者が所有・運転する車両やその積載物の衝突・接触
- ⑫水濡れ事故における給排水設備自体に生じた損害
- ⑬火災などの事故の際の共済の対象の紛失・盗難
- ⑭共済の対象が商品・製品等である場合の盗難
- ⑮共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- ⑯共済掛金の領収前に生じた事故

※上記以外にも共済金をお支払いできない場合があります。詳細は、共済約款等の「共済金を支払わない損害」等の項目に記載しておりますのでご確認ください。

ご契約にあたって、ご留意いただきたいこと

1 告知義務（ご契約時の申込書記載上のご留意事項）

■ご契約者または被共済者には、ご契約時に告知事項（重要事項説明書をご確認ください。）について、当組合に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。申込書等に★印または◆印が付された項目が告知事項となりますのでご注意ください。

2 補償の開始、共済期間、自動継続更新について

■ご契約初年度の共済期間は、原則いつご契約されても、その初日の午前0時（別の時刻を指定する場合はその時刻）に始まり、当該年度末の3月31日の午後12時に終わります。
■次年度以降のご契約は、次に掲げる場合を除き、4月1日午前0時に継続更新前と同一の内容で自動継続更新されます。この場合の共済期間は1年です。
(1)ご契約者から契約終期の14日前までに解約等のお申出があった場合
(2)当組合からご契約者に契約を継続しない旨を通知した場合

3 クーリングオフ（ご契約の撤回または解除）について

■この共済は、共済期間が1年以内ですので、クーリングオフ（ご契約の撤回または解除）の対象となりません。

4 組合加入（出資金の払込み）について

■当組合は中小企業等協同組合法に基づき、組合員のための共済事業を行っております。組合員資格のある事業者がこの共済をご利用される場合は、出資金（一口500円）をお支払いいただき、組合員になることが必要です。出資金と掛金をあわせて払い込みください。なお、既に組合員の方はこの手続は不要です。また、組合員資格のない方は員外利用制度がありますのでご利用ください。

5 共済掛金について

■共済掛金は月割単位で計算します。ただし、1ヶ月未満の日数は1ヶ月として計算します。初回掛金はご契約と同時に払い込みください。
■掛金の払込方法は、「一時払」と「分割払」があります。（ただし総合火災共済の加算掛金は一時払に限ります。）
■掛金のお支払方法は、口座振替（自振）、組合所定の払込用紙による道内金融機関窓口での払込み、現金でお支払いの方法があります。

ご契約後にご留意いただきたいこと

1 通知義務（ご契約後に契約内容の変更が生じた場合のご留意事項）

■ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合にご連絡ください。特に通知事項（重要事項説明書をご確認ください。）についてご通知がない場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、申込書に★が付された項目が通知事項となります。

2 重大事由による解除

■次に該当する場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
(1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
(2)共済金の請求に関し詐欺を行い、または行おうとした場合
(3)暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
(4)上記のほか、(1)～(3)と同程度に当組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

3 万一事故が起こった時の手続き

■火災等の事故が発生した場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合までご連絡ください。ご連絡が遅れますと共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

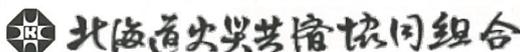
4 満期返戻金について

■共済期間中に収受した共済掛金（除く総合火災共済の加算掛金）に基づき、組合所定の方法で計算した満期返戻金を次のとおり返還します。
(1)自動継続更新したご契約の満期返戻金は、原則、次年度の共済掛金（加算掛金を一括優先）に充当されます。従って、更新年度の共済掛金は、年額共済掛金から満期返戻金を差し引いた金額をご請求させていただきます。
(2)共済期間中にご契約を解約された場合や継続更新しない場合の満期返戻金は、ご契約者の請求に基づき次年度に返還します。

5 その他

■共済証書、継続証は大切に保管してください。ご契約後1ヶ月を経過しても共済証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。
■ご契約は当組合と全日本火災共済協同組合連合会（以下「日火連」といいます。）が共同でお引受けします。万一、当組合が経営困難等により当事者の地位を失った場合は、日火連が共済責任の補償を継続します。

- ご契約に関する個人情報、当組合プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳細につきましては、当組合ホームページに掲載の「個人情報保護宣言」または「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。
- このパンフレットは、総合火災共済と普通火災共済の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（共済約款等）」、「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」について説明・交付を受け、ご確認・ご同意のうえお申し込みください。
- ご契約者と被共済者が異なる場合には、ご面倒でもご契約者からその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7

TEL 011-231-1322

【受付時間】平日9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除きます）

<http://www.lilac.co.jp/kasaiyosai/>

取扱地方委員・担当者